

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合格約

昭和45年4月1日

福井県指令地第371号

改正	昭和46年11月1日	福井県指令地第1300号	平成16年3月1日	福井県指令市第234号
	昭和47年4月1日	福井県指令地第352号	平成18年7月24日	福井県指令市第1088号
	昭和49年4月1日	福井県指令地第308号	平成19年5月16日	福井県指令市第580号
	昭和59年2月16日	福井県指令地第103号	平成20年10月30日	規約第3号
	平成5年11月24日	福井県指令市第1662号	平成24年4月1日	福井県指令市第315号
	平成7年4月1日	福井県指令市第234号	平成24年7月13日	規約第1号
	平成11年10月1日	福井県指令市第1414号	平成25年4月11日	福井県指令市第428号
	平成12年5月1日	福井県指令市第796号	平成27年4月21日	福井県指令市第418号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町)

第2条 組合は、福井市、あわら市、坂井市及び永平寺町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域市町村圏計画の策定に関する事務
- (2) 電子計算組織に関する事務（福井市を除く。）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物の処理に関する事務（福井市については、平成18年2月1日合併の前日における丹生郡越廼村及び同郡清水町の区域を除く。）
- (4) その他広域市町村圏計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
- (5) 広域観光に関する事務

(基金の設置)

第3条の2 組合にふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金は、その運用から生ずる収益を利用し、ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備のための事業の推進に資することを目的とする。
- 3 基金は、関係市町の出資等をもって充てる。
- 4 基金の関係市町の出資割合は、別表の定めるところによる。

(出資金総額相当額の処分の禁止)

第3条の3 基金に属する財産のうち、関係市町からの出資金総額と県からの助成額との合計に相当する額は、これを処分することができない。ただし、関係市町の同意が得られる場合は、この限りでない。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、あわら市笹岡第33号3番地1に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選任方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は20人とし、関係市町ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福井市 5人
- (2) あわら市 5人
- (3) 坂井市 6人
- (4) 永平寺町 4人

2 前項の組合の議員は、関係市町の議会において議員のうちから選任する。

3 組合の議員に欠員を生じたときは、その議員の属していた関係市町において直ちにこれを補充しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合の議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期とする。

(特別議決)

第6条の2 組合の議会の議決すべき事件のうち関係市町の一部に係るものを可決するには、出席議員の過半数の同意及び当該事件に係る関係市町から選任されている出席議員の過半数の同意のいずれもがなければならない。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第7条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、関係市町の長が互選する。

3 副管理者は、管理者以外の関係市町の長及び管理者の属する市町の副市町長の職にある者をもって充てる。

4 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指定した副管理者がその職務を代理する。

5 管理者及び副管理者に事故があるときは、前項に規定する場合を除き当該管理者又は副管理者の属する市町の副市町長（地方自治法第152条第3項の職員を含む。）がその職務を代理する。

6 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから、管理者が指名するものをもって充てる。

7 管理者の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

8 副管理者の任期は、当該市町の長及び管理者の属する市町の副市町長の任期とする。

(管理者会)

第8条 組合に、管理者会を置く。

2 管理者会は、管理者及び副管理者をもって組織する。

3 管理者会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組合の議会に提案すべき議案に関すること。
- (2) 組合の予算に関すること。
- (3) 財産の取得、管理及び処分に関すること。（別に規程で定める軽微なものを除く。）
- (4) 公の施設の設置、管理及び廃止に関すること。

(監査委員)

第9条 組合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び関係市町の識見を有する監査委員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者にあつては当該組合の議員の任期とし、関係市町の識見を有する監査委員のうちから選任されたものにあつては当該市町の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うものとする。

(職員)

第10条 第7条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き管理者が任免する。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第11条 組合の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 関係市町の負担金
 - (2) 補助金
 - (3) 地方債
 - (4) その他の収入
- 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の分賦割合は、次の各号に掲げるところによる。
- (1) 経常的経費については関係市町の負担とし、負担金の分賦割合は、別表の定めるところによる。
 - (2) 根幹事業に係る負担金の分賦割合は、毎年度組合の議会で定める。

附 則

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年11月1日福井県指令地第1300号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日福井県指令地第352号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日福井県指令地第308号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和59年2月16日福井県指令地第103号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成5年11月24日福井県指令市第1662号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日福井県指令市第234号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年10月1日福井県指令市第1414号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成12年5月1日福井県指令市第796号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成16年3月1日福井県指令市第234号)

改正 平成20年10月30日 規約第3号

この規約は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成18年7月24日福井県指令市第1088号）

改正 平成20年10月30日 規約第3号

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年5月16日福井県指令市第580号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年10月30日規約第3号）

（施行期日）

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

（福井坂井地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約の一部変更）

2 福井坂井地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約（平成16年福井県指令市第234号）の一部を次のように変更する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（福井坂井地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約の一部変更）

3 福井坂井地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約（平成18年福井県指令市第1088号）の一部を次のように変更する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則（平成24年4月1日福井県指令市第315号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成24年7月13日規約第1号）

この規約は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年4月11日福井県指令市第428号）

（施行期日）

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に福井坂井地区広域市町村圏事務組合の議会の議員（福井市の議員に限る。）である者については、変更後の第5条第1項の規定は、同条第2項の規定によりこの規約の施行の日以後初めて行われる福井市議会定例会において同組合の議員が選任されるまでの間は、適用しない。

附 則（平成27年4月21日福井県指令市第418号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

別表（第 3 条の 2・第 11 条関係）

経常的経費の負担金の分賦割合	均等割 20% 人口割 80% 人口割に用いる人口は、前年度の 9 月末日現在の住民基本台帳人口による。
基金の出資割合	均等割 20% 人口割 80% 人口割に用いる人口は、平成 5 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口による。